

2019年度保育士修学資金貸付 募集要領

平成31年4月1日
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 目的

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指し、資格取得後に埼玉県内の保育所等で保育士業務に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、県内の保育所等において質の高い保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付対象・条件等

①貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。

- ア 2019年度に指定保育士養成施設に在学していること
- イ 埼玉県内（さいたま市を除く）に住所を有していること、または埼玉県内（さいたま市を除く）に所在する指定保育士養成施設に在学していること
- ウ 保育士の資格を取得した後、5年以上（過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年以上）埼玉県内の保育所等の指定施設において保育士業務に従事する意思を有すること
- エ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要と認められること
- オ 他都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他制度の修学資金等を借受けていないこと

②貸付金等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学 費	月額	50,000円（2年間を限度）
入学準備金		200,000円（初回の貸付時）
就職準備金		200,000円（卒業時）
生活費加算	生活保護法による保護の基準のうち、申請者の居住地、年齢区分の額に相当する額（1,000円未満切り捨て）	

詳細はお問い合わせください。

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は在学中の2年間を限度とします。

3 申請受付期間

2019年4月10日（水）～2019年5月31日（金）

※指定保育士養成施設（学校）によって受付の窓口、方法、期間は異なりますので、必ず学校にご確認ください。

4 申請方法

指定保育士養成施設（在学の学校）を通じて申請していただきますので、申請書類一式を学校の受付窓口に提出してください。

5 提出書類

「2019年度保育士修学資金貸付申請チェックリスト」を参照のうえ、不足がないようチェックし提出してください。

6 貸付予定人数

250名

7 留意事項

(1) 申請書類をもとに、貸付の可否を本会で審査のうえ決定します（**7月上旬～中旬を予定**）。

なお、審査結果によっては貸付不可となる場合があります。

(2) 詳細は、「2019年度保育士修学資金貸付の手引き」「2019年度保育士修学資金貸付申請にあたっての留意点」をご確認ください。

8 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

TEL：048-822-1192 FAX：048-822-1449